

学校体育施設利用時の注意点

体育館及び校庭は、児童・生徒が授業で使うための施設です。施設を利用する際は、学校教育上に支障が生じぬよう、下記の事項を遵守していただきますようお願い申し上げます。

- ① 利用時間は必ず厳守してください。また、施設は利用時間内に行ってください。
- ② 利用者は、必ず登録届に記載された方に限ります。
記載されていない者の利用は、如何なる場合でも認めません。
- ③ 利用時は、必ず団体代表者が立ち会うようお願いします。
- ④ 学校敷地内は、原則飲食禁止となります。（ただし、水分補給等は可とします。）
- ⑤ 学校敷地内（駐車中の車内含む）は、全面禁煙です。
- ⑥ ゴミは、団体の責任において必ず持ち帰ってください。
- ⑦ 利用後は、必ず施設内の消毒、清掃をしてください。
- ⑧ 許可を受けていない設備は使用しないでください。
- ⑨ 利用後は、その場に留まらずに速やかに帰宅してください。
- ⑩ 許可時間外に、施設の開錠は行わないでください。
- ⑪ 緊急の連絡等で団体代表者へ直接連絡する場合があります。日中でも必ず連絡が取れる連絡先の報告をお願いします。（電話番号の登録をお願いします）
※生涯学習課スポーツ振興室からの着信番号 0476-92-1597
メールアドレス syatai-edu@city.tomisato.lg.jp
- ⑫ 未成年を同伴しての夜間利用は、青少年の健康管理上の問題が生じるため、速やかに帰宅するよう心掛けてください。
- ⑬ 学校にない備品・消耗品は、利用団体で用意してください。

⑭利用前後は必ず施設等の状況を確認し、「使用簿」を記入してください。

異常を確認した場合には、翌日（翌日が土・日・祝日だった場合は直近の平日）に学校及び生涯学習課スポーツ振興室に連絡してください。

※異常がなければ特記事項欄に「異常なし」と記入

⑮施設・設備を破損させてしまった場合には、翌日（翌日が土・日・祝日だった場合は直近の平日）に学校及び生涯学習課スポーツ振興室に連絡してください。

※ガラスや鍵など、施錠に関する破損は直接警備会社（成田警備(株)機械警備部 TEL0476-23-1480）へ連絡してください。

⑯施設を破損させた場合の修理費用は、利用団体の負担となります。

⑰その他

○臨時の利用について

登録した利用日以外で、臨時的に学校施設の利用を希望する場合については関連資料集の「小・中学校校庭，体育館臨時利用申請書」をコピーし、必ず利用する学校の承認を得てから、使用希望日の1週間前までに生涯学習課スポーツ振興室（富里社会体育館内）へ申請書を提出してください。

※先約団体と重複している場合は、必ず先約団体と調整を行ってください。

※教育委員会で許可できる時間帯

【体育館】平 日 午後5時～午後9時

土・日・祝 午前9時～午後9時

【校 庭】土・日・祝 午前9時～午後5時

※校庭は、平日の許可はできません。

○使用中止のお知らせ

学校行事等による施設開放中止の際は、施設内に貼り紙をしてお知らせします。

※緊急時には電話にて連絡します。

○団体の活動中止の連絡について

団体都合等の理由により、活動の中止が決まりましたら、ご報告ください。

職員による、施設利用巡回確認を実施いたします。

上記事項が遵守されていないと認められた団体につきましては、

今後の施設の利用を中止させていただきます。